

# 共同募金について

厚生労働省社会・援護局総務課

## 共同募金の位置づけ

- 共同募金は、戦後間もない頃(昭和22年)、戦災孤児を預かる民間福祉施設などの資金不足を補うためにスタートした民間の募金活動を制度化したものであり、現在では、社会福祉を目的とする事業活動を幅広く支援することを通じて地域福祉の推進を図る募金活動として位置づけられている。
- 共同募金活動は、毎年定められた期間(10月1日から12月31日まで)に、すべての都道府県で行われるものであり、その実施主体は各都道府県に設立された「社会福祉法人共同募金会」である。
- 共同募金事業の公正性を担保するため、各都道府県の共同募金会には「配分委員会」が設置されており、配分委員会の承認なしには、その年の募金目標額や配分計画を策定することができず、集められた寄附金の配分を行うこともできない。
- 各都道府県内で集められた寄附金は、災害等のための準備金に充てる場合を除き、各都道府県内の「社会福祉を目的とする事業を営む者」(社会福祉協議会、NPO法人などの団体・グループ、福祉施設等)に配分される。

### 【共同募金の実施体制】

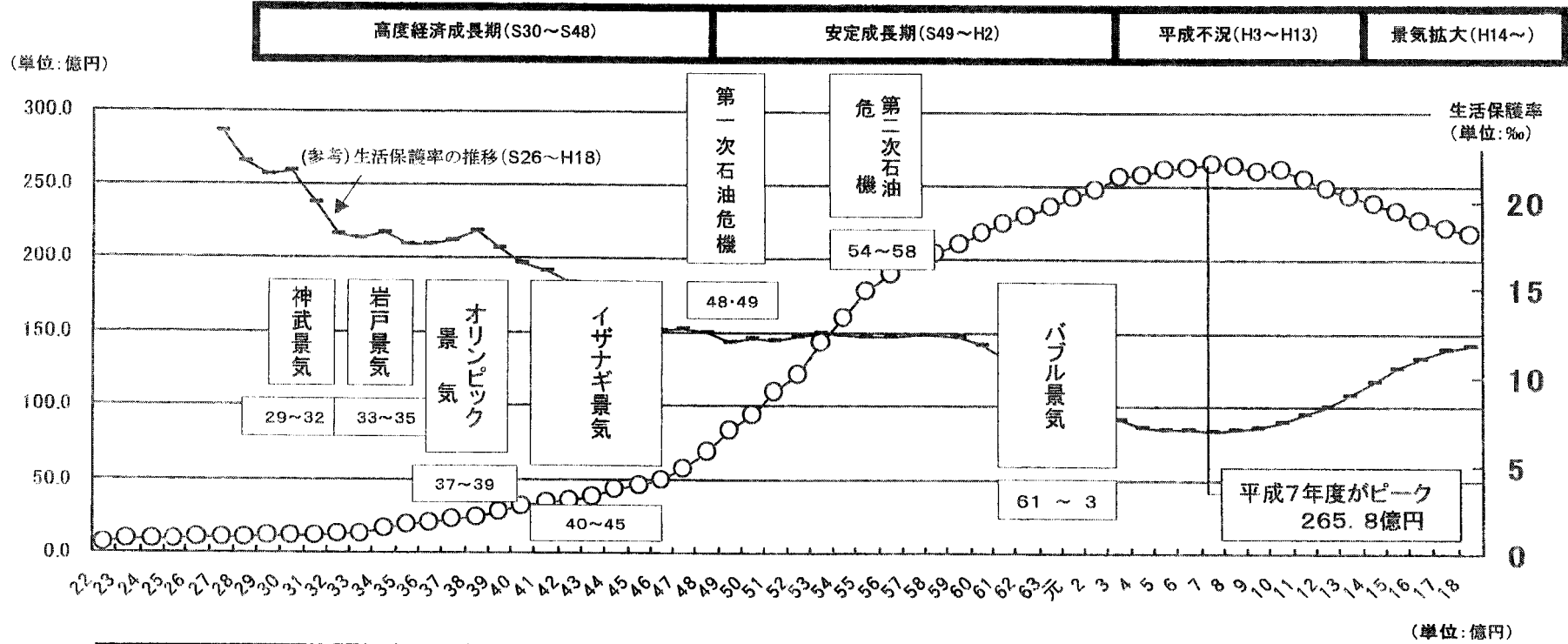
- 各都道府県共同募金会の連合会として、「社会福祉法人中央共同募金会」が連絡調整等を行っている。
- 各都道府県共同募金会には、市町村ごとに内部組織※が置かれ、自治会・町内会等の協力の下、募金活動を実施している。

※支会・分会等の名称で呼ばれており、90%以上が社会福祉協議会に設置されている。

### 【募金の状況】

- 制度発足以来、共同募金はその実績額を伸ばしてきたが、平成7年度以降は減少傾向にある。(平成18年度の募金額は、約217億円。)
- 募金額全体の70%以上を「戸別募金」(自治会・町内会等の協力による世帯ごとの募金)が占めており、そのほかに、「法人募金」(企業が行う募金:約10%)、「職域募金」(職場ごとに従業員が行う募金:約4%)、「街頭募金」(駅前等で呼びかける募金:約2%)などがある。

# 【募金実績額の推移(昭和22年度～平成18年度)】



年度	実績額	年度	実績額	年度	実績額	年度	実績額	年度	実績額	年度	実績額
昭和22	5.9	32	12.4	42	35.7	52	121.4	62	229.6	9	260.7
23	8.7	33	12.8	43	38.9	53	143.0	63	235.5	10	260.9
24	9.5	34	17.0	44	44.4	54	159.5	平成元	242.5	11	254.7
25	9.4	35	19.2	45	45.8	55	177.7	2	247.7	12	248.0
26	10.1	36	20.3	46	50.6	56	188.8	3	255.8	13	243.3
27	10.6	37	23.0	47	58.4	57	197.8	4	257.5	14	237.8
28	10.7	38	24.8	48	69.5	58	203.3	5	261.0	15	233.4
29	11.1	39	28.3	49	83.8	59	209.4	6	262.5	16	226.7
30	11.4	40	31.6	50	94.5	60	217.4	7	265.8	17	221.0
31	11.8	41	34.5	51	110.0	61	223.4	8	264.1	18	217.0

## 【募金の実施方法】

※都道府県によって実施状況は異なるが、一般的なケースとして都道府県共同募金会、支会等の役割を整理したもの。

	戸別募金	法人募金	職域募金	学校募金	街頭募金	その他
	・募金ボランティアが各家庭を訪問して寄付を呼びかける募金	・企業に対して寄付を呼びかける募金	・企業、団体、官公庁などの職域で従業員に寄付を呼びかける募金	・小学校、中学校、高等学校などで児童・生徒に寄付を呼びかける募金	・駅前、デパートやスーパーの入口、商店街などで通行人に寄付を呼びかける募金	・NHK歳末たすけあい募金等
都道府県共同募金会	・支会担当者向け研修会を開催し、運動全般についての説明を行う（基本的には各支会の主体性に任せるようにしているのが現状）。また、運動資材の提供などを行う					
		○ 大規模法人、大型チェーン店等に対し協力依頼		○ 都道府県教育委員会に対し協力依頼		-
支会	○ 自治会長に対する説明会の開催や自治会長会議に出席し、共同募金運動の説明と協力依頼	○ 支会役職員を中心に各法人を訪問し協力依頼（訪問は民生委員へも依頼）  ○ ダイレクトメールによる協力依頼	○ 法人募金の協力依頼と併せて実施	○ 地元教育委員会及び各学校に協力依頼	○ ボランティアセンターに登録している団体や学校、企業、共同募金の受配施設・団体等に対する協力依頼、実施場所、日時等の調整（必要に応じて「道路使用許可書」を申請）	-
自治会長	自治会長が各班長、民生委員等に依頼する	-	-	-	-	-
募金実施者	自治会班長/民生委員/福祉委員	支会役職員、民生委員	支会役職員、民生委員	支会役職員	各種団体/学校/企業等	-
募金実績割合 (18年度)	73.4%	10.2%	3.9%	1.5%	1.9%	9.1%

### 【募金の配分状況】

- 配分額全体の約60%が「社会福祉協議会」、約20%が「団体・グループ」、約10%が「福祉施設」にそれぞれ配分されている。
- 共同募金の対象となる事業は大小さまざまであるが、その主な使いみちとして、「地域の住民全般を対象にした事業」(福祉サービスに関する相談援助等:約30%)、「高齢者を対象にした事業」(見守り、配食サービス等:約25%)などが挙げられる。



### 【課題】

- 募金実績額が平成7年度をピークに減少している。
- 共同募金の使途は多岐にわたっているが、どこにどのように使われているかわかりにくい、などの指摘がある。
- 地域のさまざまな福祉活動に適切な配分を行うために、都道府県ごとに寄附金を集め、原則として県内で配分するという現行の仕組みのままで十分か。

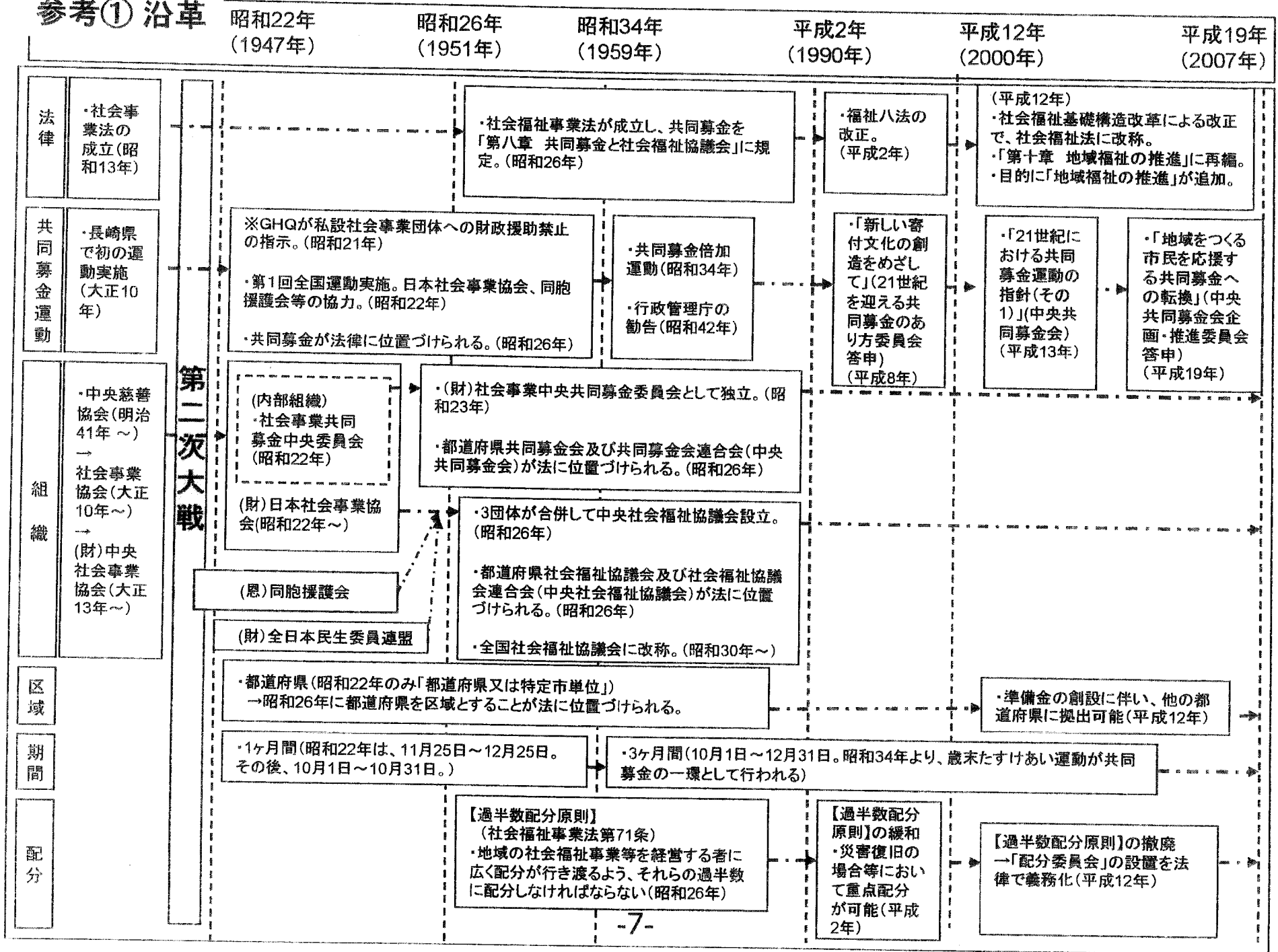
## 【今後】

共同募金は、これまで民間福祉活動の財源の主要な担い手として大きな役割を果たしてきたところであり、地域福祉における民間活動の活発化に対応し、多様な団体の活動を支援するとともに、新しい寄付の文化を形成する推進役としての役割が期待されている。

参考資料(共同募金について)



# 参考① 沿革

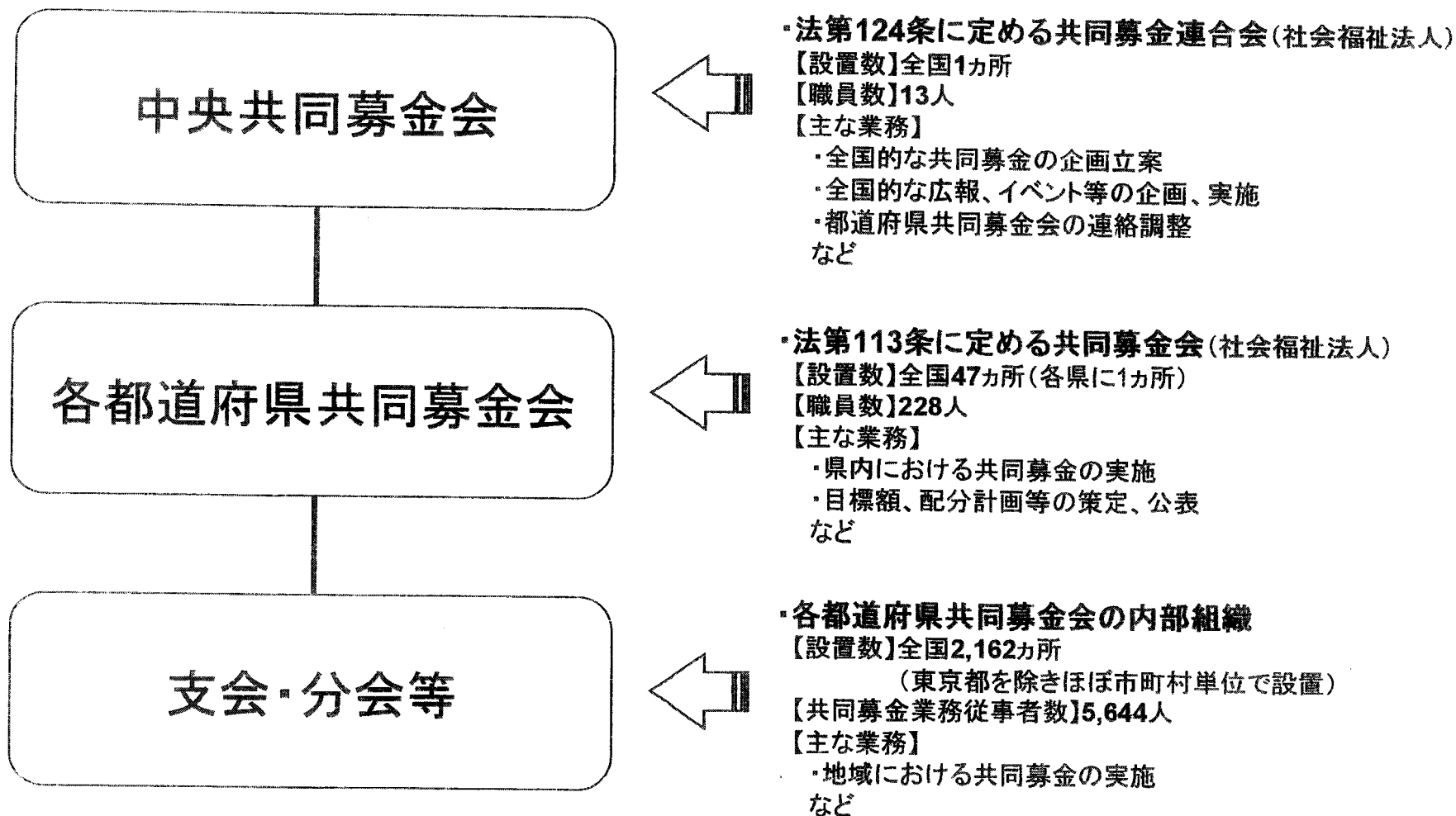


第二次大戦

## 参考② 共同募金の実施体制

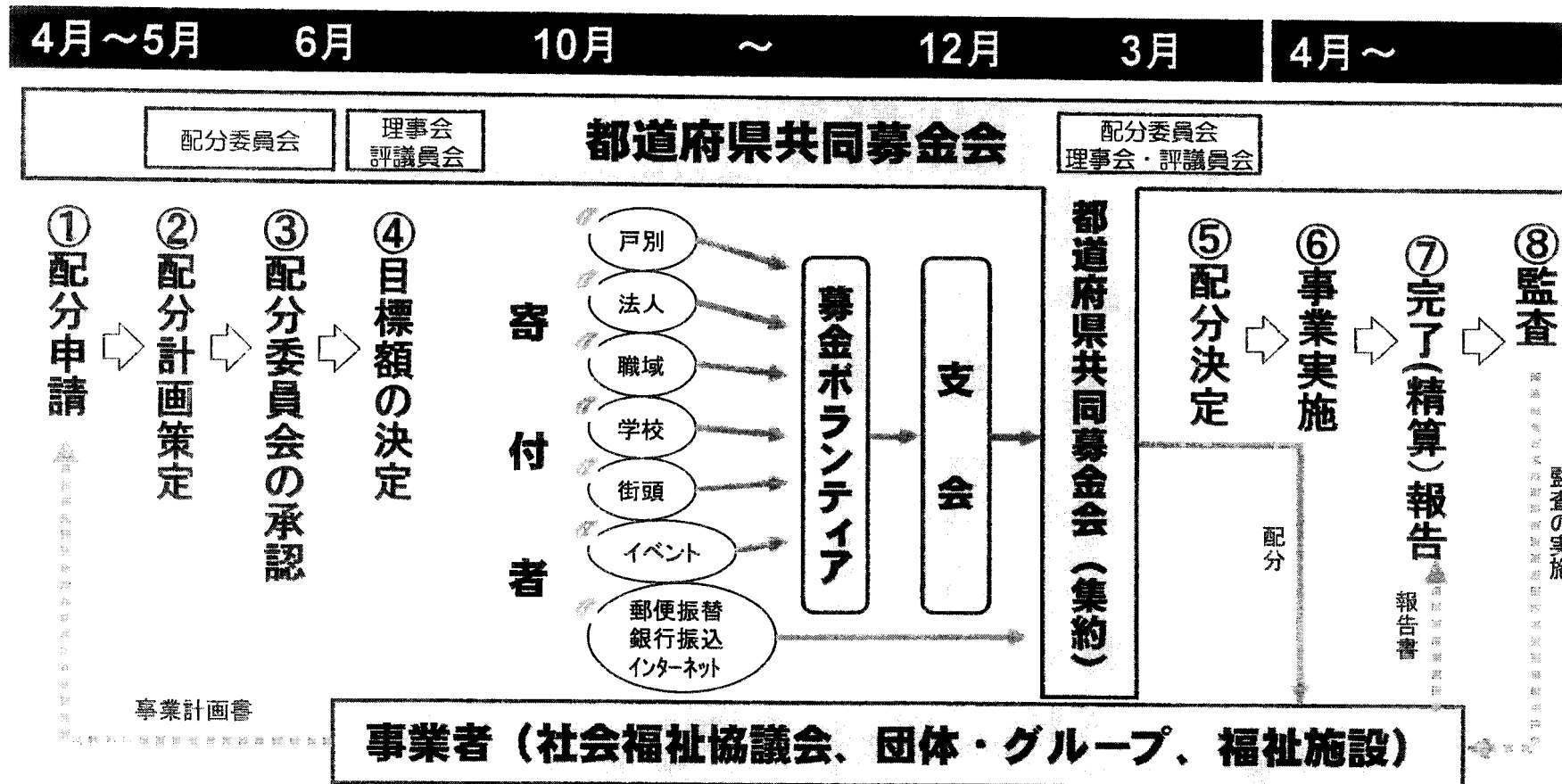
- 中央共同募金会は、募金活動は行わない。
- 支会・分会等は、自前の組織を持たず、9割以上が市区町村社会福祉協議会に業務協力を依頼している。

※数値は、平成17年度ベース。



### 参考③ 共同募金の流れ(申請から配分まで)

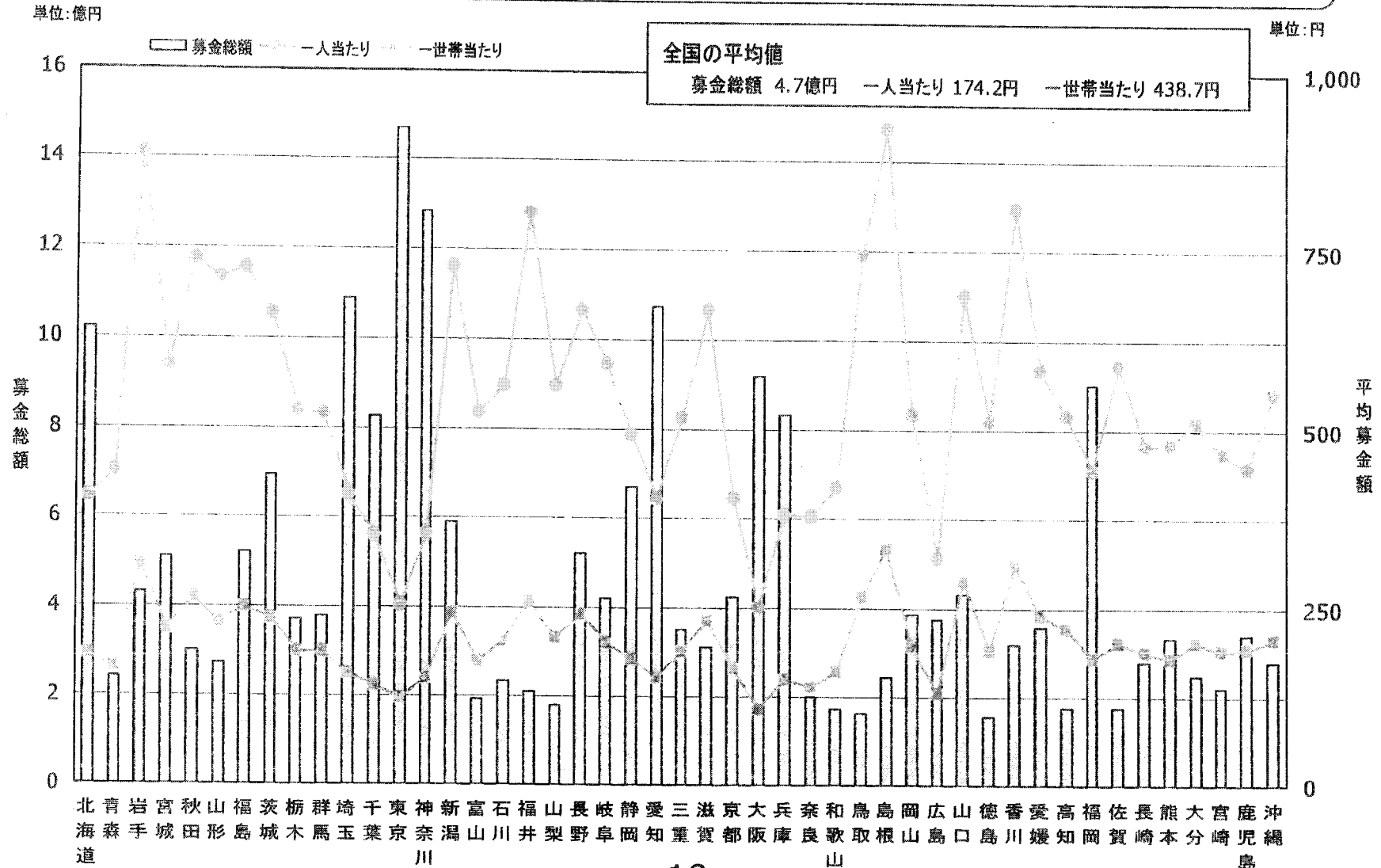
- 募金活動は、10月1日から12月31日までの限られた期間に行われるが、配分の申請は4月頃から始まる。
- 現在、都道府県共同募金会が、事業者(社会福祉協議会、団体・グループ、福祉施設等)に対して、直接配分する仕組みとなっている。
- また、都道府県単位で配分を決定する仕組みとなっているため、地域のニーズに十分に配慮した配分を行う仕組みとなっていない。



## 参考④ 募金の状況

### ④-1 都道府県別の募金総額及び一人当たり・一世帯当たりの募金額 (平成17年度)

○ 募金総額が最も多いのは東京都だが、一人当たり募金額及び一世帯当たり募金額が最も多いのは島根県。



④-1-(1) 都道府県別の募金総額

単位:億円

順位	上位の都道府県			下位の都道府県		
	県名	金額	割合(%)	県名	金額	割合(%)
1	東京都	14.7	6.65	徳島県	1.57	0.71
2	神奈川県	12.8	5.80	鳥取県	1.62	0.73
3	埼玉県	10.9	4.92	和歌山県	1.72	0.78
4	愛知県	10.7	4.85	佐賀県	1.75	0.79
5	北海道	10.2	4.62	高知県	1.78	0.81

- (1)募金総額が、  
 ・最も多いのは、東京都 の 14.7億円。  
 ・最も少ないのは、徳島県 の 1.57億円。

※都道府県別の平均額 4.7億円

- (2)一人当たり募金額が、  
 ・最も多いのは、島根県 の 330.1円。  
 ・最も少ないのは、大阪府 の 106.6円。

※全国平均は、174.2円

- (3)一世帯当たり募金額が、  
 ・最も多いのは、島根県 の 919.3円。  
 ・最も少ないのは、大阪府 の 249.7円。

※全国平均は、438.7円

④-1-(2) 都道府県別の一人当たり募金額

単位:円

順位	上位の都道府県		下位の都道府県	
	県名	金額	県名	金額
1	島根県	330.1	大阪府	106.6
2	香川県	308.9	東京都	120.7
3	岩手県	308.2	広島県	130.2
4	山口県	285.0	千葉県	137.8
5	鳥取県	264.6	奈良県	139.2

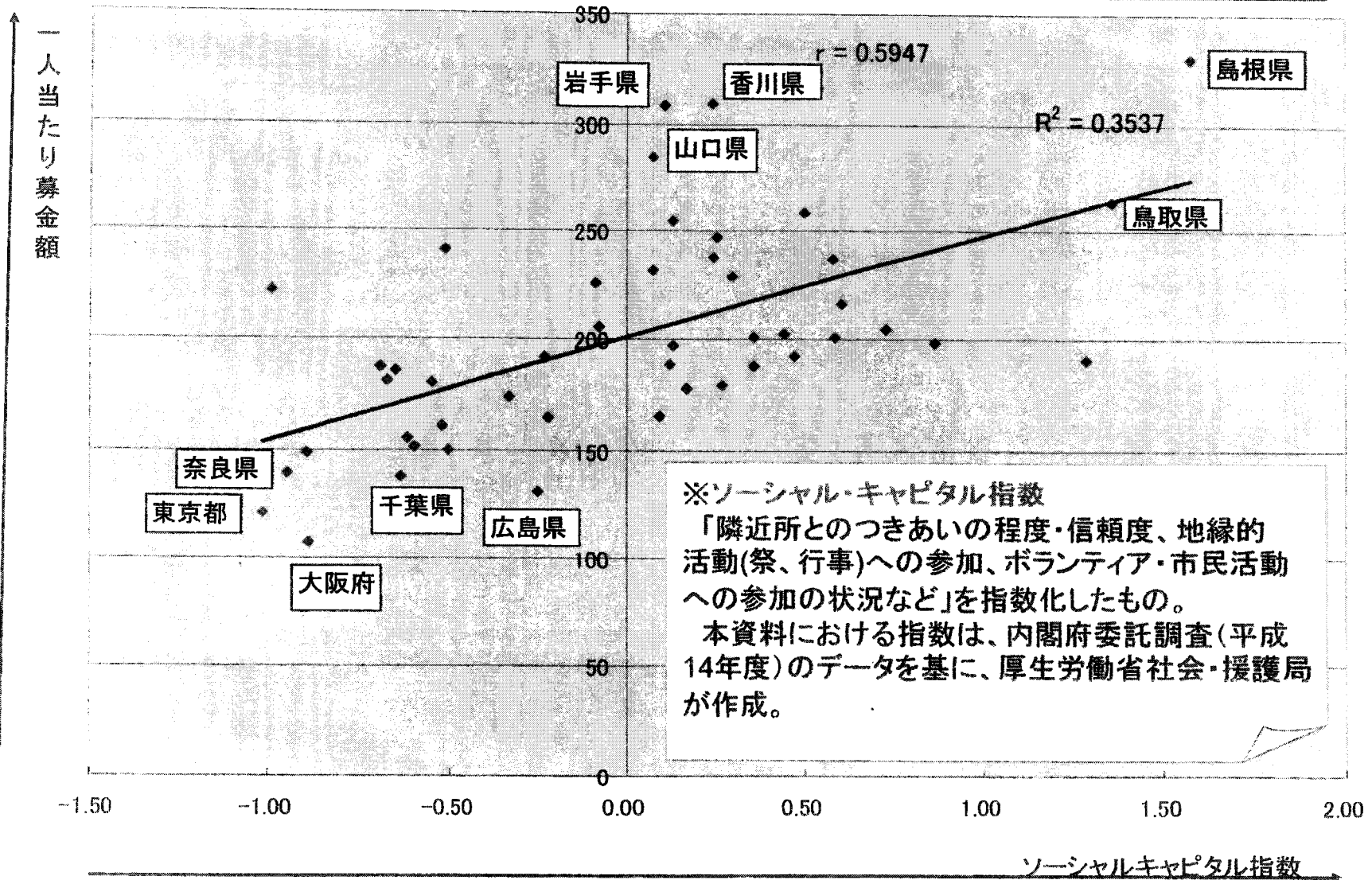
④-1-(3) 都道府県別の一世帯当たり募金額

単位:円

順位	上位の都道府県		下位の都道府県	
	県名	金額	県名	金額
1	島根県	919.3	大阪府	249.7
2	岩手県	878.0	東京都	250.6
3	香川県	807.4	広島県	318.8
4	福井県	799.5	千葉県	348.4
5	鳥取県	741.3	神奈川県	350.9

④-2 一人当たり募金額(平成17年度)とソーシャルキャピタル指数\*

○ 地縁的な結びつきが強い(ソーシャルキャピタル指数が大きい)ほど、1人当たり募金額が多い。

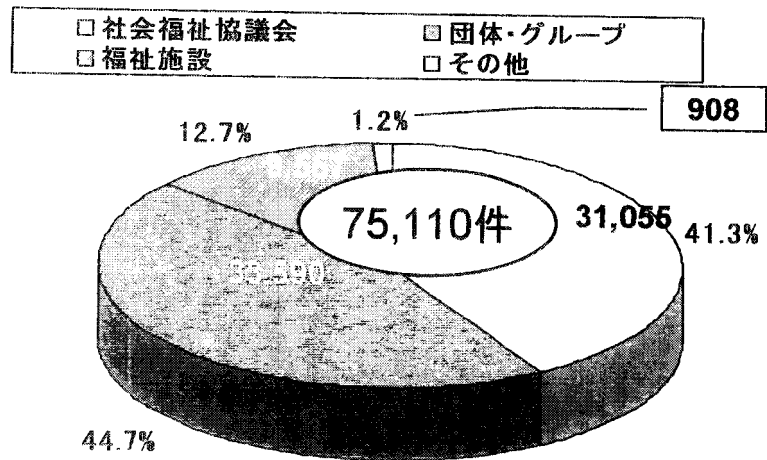


## 参考⑤ 配分の状況

### ⑤-1 配分の内訳(平成17年度) ※災害等準備金積立は除く。

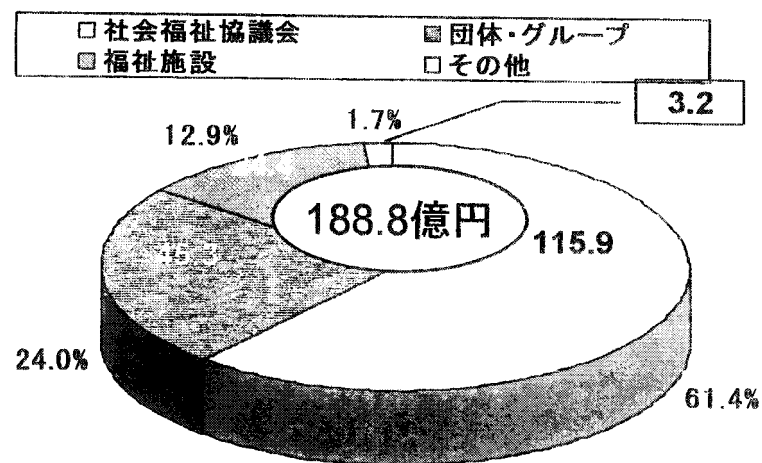
- 件数では、「**社会福祉協議会**」と「**団体・グループ**」(NPO法人、ボランティア団体、家族会、住民参加型団体など)がそれぞれ全体の約4割。
- 金額では、「**社会福祉協議会**」が全体の約6割(115.9億円)を占め、「**団体・グループ**」(45.3億円)の2倍以上。
- 「**福祉施設**」は件数・金額ともに全体の1割強(9,557件、24.4億円)。
- 1件あたりの配分額は、251,395円。

・事業者別の構成(件数)



・事業者別の構成(金額)

単位:億円



※「その他」とは、都道府県共同募金会等が直接行う事業(主に個人給付的なもの)に充てられている。

⑤-2 募金の使途

○ 共同募金の使途は多岐にわたるが、どこにどのように使われているのかわかりにくい、などの指摘がある。

対象者	事業内容
住民全般 (31.2%。平成17年度配分実績額に占める割合。以下、同様。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の福祉サービス利用に関する相談</li> <li>・社協広報誌等を作成し住民に福祉サービス情報の提供</li> <li>・バリアフリーマップ作成など</li> </ul>
高齢者 (25.3%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきりの高齢者の1人暮らしの高齢者の見守り・介助</li> <li>・介護者を支援するための講習</li> <li>・移動入浴車での巡回</li> </ul>
障害児者 (18.8%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所施設等への送迎用バス運行</li> <li>・小規模作業所の運営補助</li> <li>・余暇活動支援など</li> </ul>
児童・青少年 (12.0%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て中の父母への生活相談</li> <li>・児童文庫の運営補助</li> <li>・フリースクール運営補助</li> <li>・児童虐待防止やDV被害者の支援など</li> </ul>
要援護者 (12.7%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者に見舞金品の配布</li> <li>・路上生活者への食事提供や就労・自立支援</li> <li>・在日外国人を対象とする日本語教室開催</li> <li>・アルコール依存症者の更生支援など</li> </ul>



# 社会福祉法(昭和26年法律第45号)―抜粋―

## 第10章 地域福祉の推進

### 第1節 地域福祉計画

### 第2節 社会福祉協議会

### 第3節 共同募金

(共同募金)

第112条 この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年一回、厚生労働大臣の定める期間内に限つてあまねく行う寄附金の募集であつて、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を經營する者(国及び地方公共団体を除く。以下この節において同じ。)に配分することを目的とするものをいう。

(共同募金会)

第113条 共同募金を行う事業は、第二条の規定にかかわらず、第一種社会福祉事業とする。

2 共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人を共同募金会と称する。

3 共同募金会以外の者は、共同募金事業を行つてはならない。

4 共同募金会及びその連合会以外の者は、その名称中に、「共同募金会」又はこれと紛らわしい文字を用いてはならない。

(共同募金会の認可)

第114条 第三十条第一項の所轄庁は、共同募金会の設立の認可に当たつては、第三十二条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をも審査しなければならない。

- 一 当該共同募金の区域内に都道府県社会福祉協議会が存すること。
- 二 特定人の意思によつて事業の経営が左右されるおそれがないものであること。
- 三 当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと。
- 四 役員、評議員又は配分委員会の委員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。

(配分委員会)

第115条 寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会を置く。

- 2 第三十六条第四項各号のいずれかに該当する者は、配分委員会の委員となることができない。
- 3 共同募金会の役員は、配分委員会の委員となることができる。ただし、委員の総数の三分之一を超えてはならない。
- 4 この節に規定するもののほか、配分委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(共同募金の性格)

第116条 共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

(共同募金の配分)

- 第117条 共同募金は、社会福祉を目的とする事業を經營する者以外の者に配分してはならない。
- 2 共同募金会は、寄附金の配分を行うに当たつては、配分委員会の承認を得なければならない。
  - 3 共同募金会は、第百十二条に規定する期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならない。
  - 4 国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。

(準備金)

- 第118条 共同募金会は、前条第三項の規定にかかわらず、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二条に規定する災害の発生その他厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に備えるため、共同募金の寄附金の額に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額を限度として、準備金を積み立てることができる。
- 2 共同募金会は、前項の災害の発生その他特別の事情があつた場合には、第百十二条の規定にかかわらず、当該共同募金会が行う共同募金の区域以外の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分することを目的として、拠出の趣旨を定め、同項の準備金の全部又は一部を他の共同募金会に拠出することができる。
  - 3 前項の規定による拠出を受けた共同募金会は、拠出された金額を、同項の拠出の趣旨に従い、当該共同募金会の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分しなければならない。
  - 4 共同募金会は、第一項に規定する準備金の積立て、第二項に規定する準備金の拠出及び前項の規定に基づく配分を行うに当たつては、配分委員会の承認を得なければならない。

(計画の公告)

第119条 共同募金会は、共同募金を行うには、あらかじめ、都道府県社会福祉協議会の意見を聴き、及び配分委員会の承認を得て、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告しなければならない。

(結果の公告)

第120条 共同募金会は、寄附金の配分を終了したときは、一月以内に、募金の総額、配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額並びに第百十八条第一項の規定により新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額を公告しなければならない。

2 共同募金会は、第百十八条第二項の規定により準備金を拠出した場合には、速やかに、同項の拠出の趣旨、拠出先の共同募金会及び拠出した額を公告しなければならない。

3 共同募金会は、第百十八条第三項の規定により配分を行つた場合には、配分を終了した後三月以内に、拠出を受けた総額及び拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を公告するとともに、当該拠出を行つた共同募金会に対し、拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を通知しなければならない。

(共同募金会に対する解散命令)

第121条 第三十条第一項の所轄庁は、共同募金会については、第五十六条第四項の事由が生じた場合のほか、第百十四条各号に規定する基準に適合しないと認められるに至った場合においても、解散を命ずることができる。ただし、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。

(受配者の寄附金募集の禁止)

第122条 共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。

(適用除外)

第123条 第七十三条の規定は、共同募金会が行う共同募金については、適用しない。

(共同募金会連合会)

第124条 共同募金会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、共同募金会連合会を設立することができる。

2 共同募金会連合会は、第七十三条の許可を受けて寄附金の募集をしようとするときは、あらかじめ、その募集をしようとする地域の属する都道府県に係る共同募金会の意見を聴かなければならない。

# 「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」をめざして

(第6回これからの地域福祉のあり方に関する研究会 資料)

中央共同募金会 企画広報部長 島村糸子



## 答申が出された背景

- 少子高齢化による人口減少社会の到来
- 限界集落～将来的に、多くの集落が消滅すると予測されている

- 格差の増大、治安の悪化、社会のモラルの低下→不安を感じている市民の増
- 社会的な孤立による福祉的な課題の増
- 地域固有の多様な課題の顕在化、拡大

○人口が減少しても地域社会が存続するためのポイントは、広い意味での福祉といわれている

○人と人との交流等が活発な地域ならば、地域社会は存続し、経済的にもある程度成り立っていくといわれている

○小地域の福祉活動を整備することが目指されている

○公的施策だけでなく、市民参加の活動を創出することが求められる

# 共同募金の課題

## ○募金の増強を図る

- ・地域の資金ニーズの増加に対応することが必要
- ・一方で募金実績は低減（10年間、毎年対前年比3～4%減）

## ○地域の福祉活動の支援に転換する

- ・市民参加により地域福祉を進める活動の増加

## ○地域ニーズの多様化、地域福祉活動の広がりに対応する

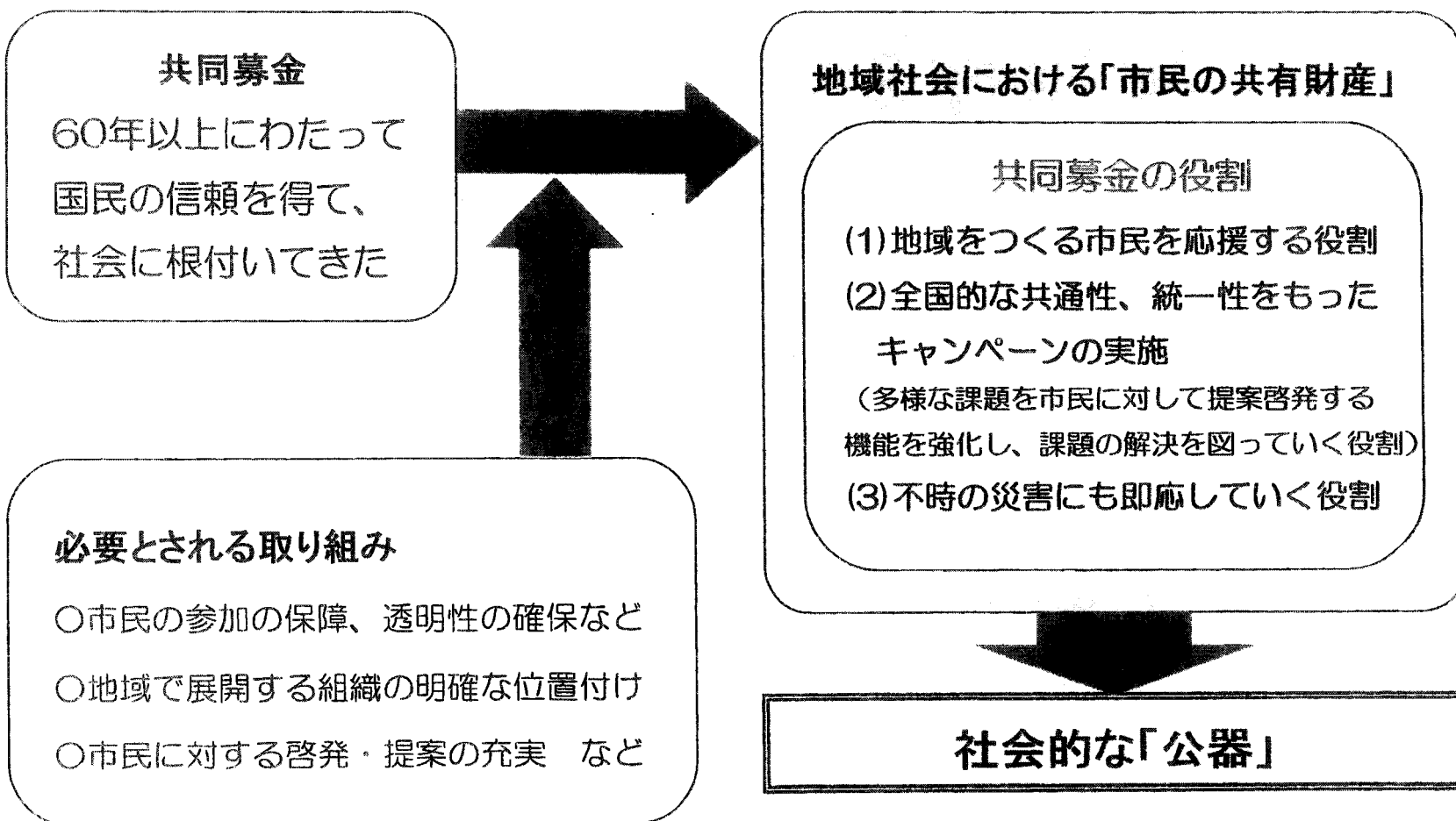
- ・NPOなど多様な担い手の登場

## ○組織運営面の整備を進める

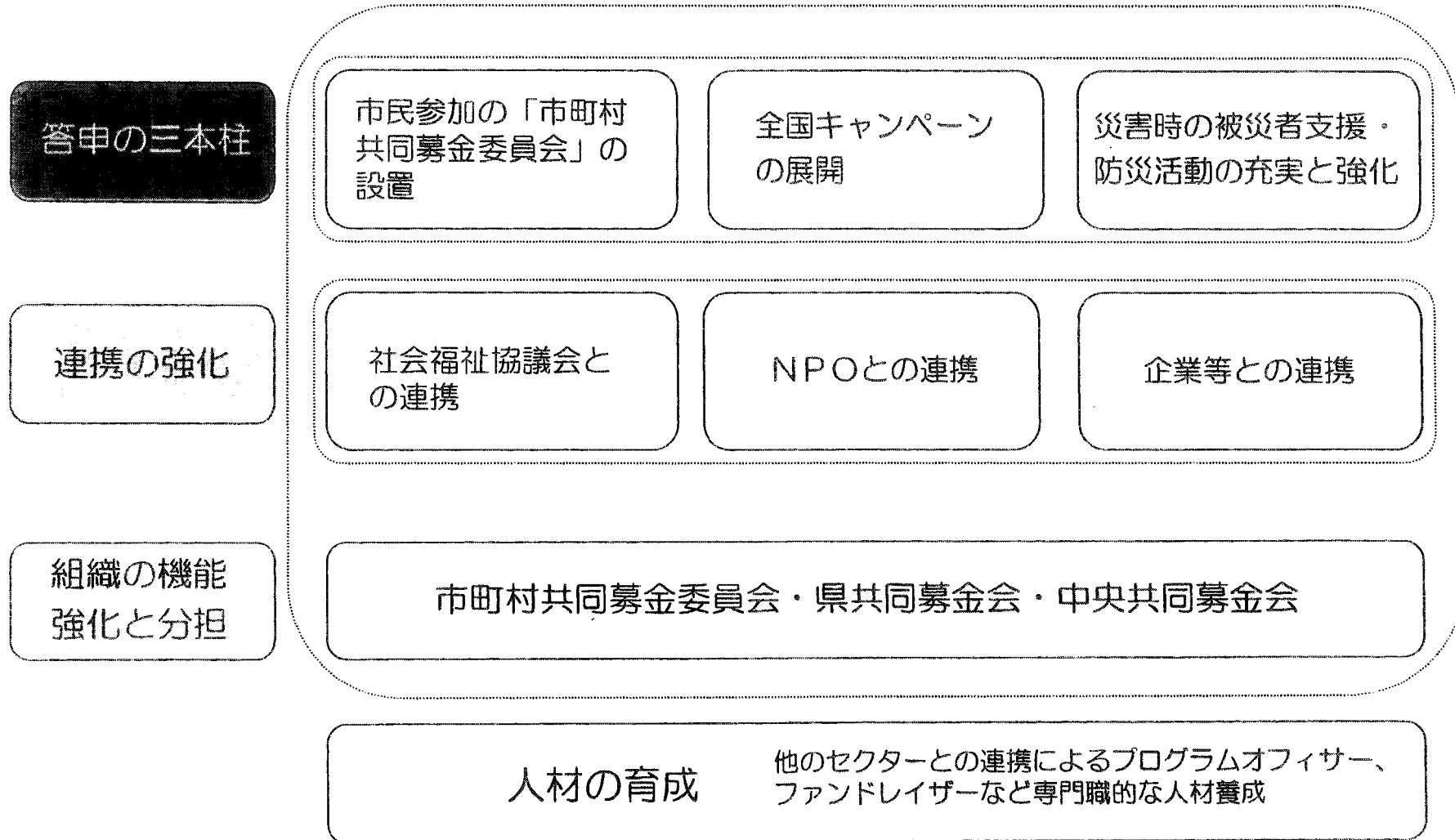
- ・市町村組織の充実強化が必要



# 社会的な「公器」をめざして



## 答申「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」の概要



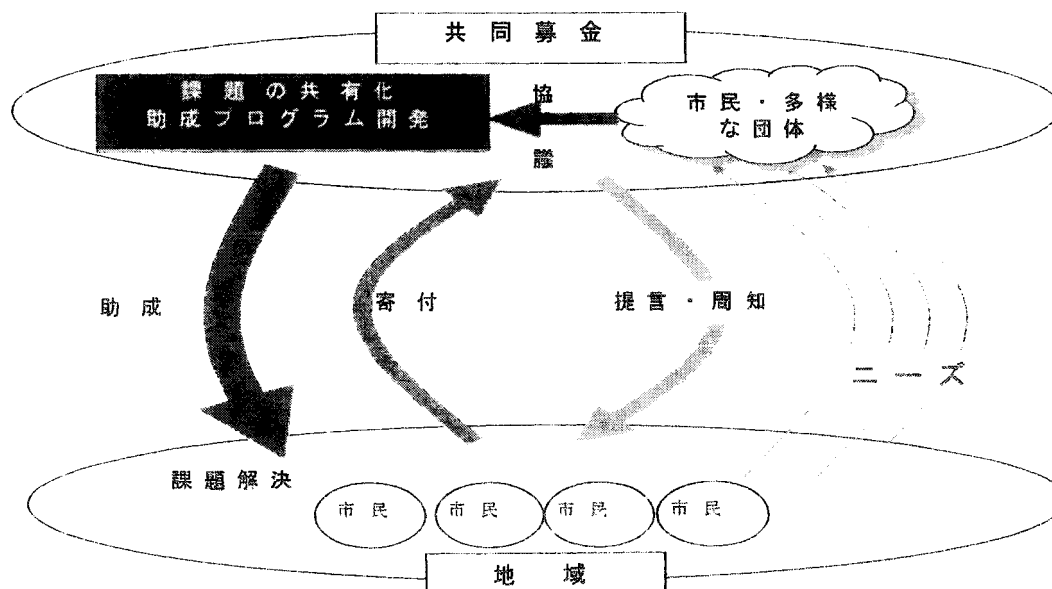
## ● 共同募金会 組織と機能のあり方

組 織	機能（改革の方向性）	課題
市町村 共同募金委員会	<p>市町村組織を「支会分会」から「共同募金委員会」に改組</p> <p>○募金ならびに助成にあたり、1年間の活動サイクルの各段階で、市民が参加できる役割を設計し、市民自身が主体となる運営を実感できるように転換する（転換にあたっては、市町村組織の事務費のあり方を十分に検討する）。</p> <p>○市民の参加による助成の審査委員会を地域ごとに設置する。</p> <p>○それぞれの地域特性に応じたボランティアな組織を地域の市民と共に築く。</p> <p>○生活圏域等に配慮し、複数市町村による広域的な組織のありかたについて検討する。</p>	<p>共同募金委員会の組織化</p> <p>○社協との連携による市町村組織の整備</p> <p>○名称変更、新たなメンバーの参画、審査委員会の整備</p> <p>○住民参加による循環型共同募金機能の整備</p> <p>○共同募金委員会の制度化</p>
都道府県 共同募金会	<p>地域の組織をバックアップする専門機能の強化</p> <p>○市町村組織の直接・間接支援をはじめ、人材養成・研修、企画・提案などを行う専門機能を充実・強化する。</p> <p>○重点助成テーマの設定など、重要度の高い課題に向けた多様な活動を促進知るために、提案・啓発(アドボカシー)的な機能を強化する。</p>	<p>組織機能の強化</p> <p>○都道府県共同募金会のガバナンス(組織運営や事務局体制、財政基盤)の整備</p> <p>○社協との連携による市町村組織への支援体制の整備</p> <p>○ブロックなど周辺組織との連携や協働事業の開発など</p>
中央 共同募金会	<p>全国レベルでのキャンペーン機能の強化</p> <p>○多少の投資が必要な企画も取り入れながら、全国レベルで関心を高めるキャンペーンを展開する。</p> <p>○都道府県共同募金会と連携し、社会的な課題解決に向け多様な活動を促進するための提案・啓発(アドボカシー)的な機能を強化する。</p> <p>○企業や経済界等に対し、新たな価値として「地域への社会的投資」をコンセプトに社会貢献活動の働きかけを強化する。</p>	<p>連絡調整機能から全国センター機能の強化</p> <p>○全国的共同募金に関する政策・戦略立案機能の強化</p> <p>○情報収集・調査研究、広報機能、研修機能の見直し(シンクタンクの機能)</p> <p>○募金の実施機能を持つ</p> <p>○新たな募金方法の開発(企業との協働やネット募金など)</p> <p>○プログラムオフィサー等人材養成プログラムの開発</p> <p>○組織のガバナンス(組織運営や事務局組織、財政基盤)の整備</p>

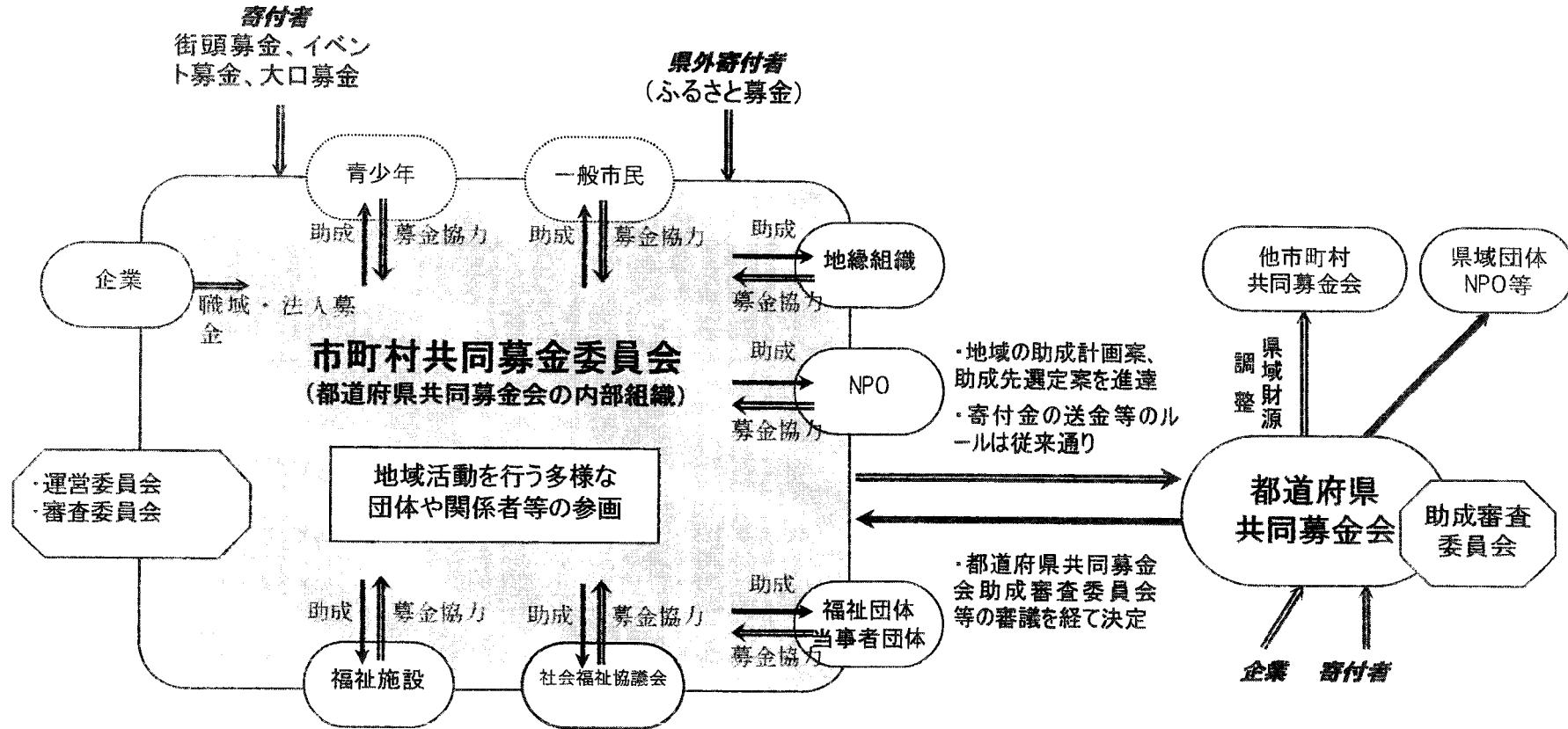
# 1 市民参加の「市町村共同募金委員会」の設置

- 共同募金の市町村組織を「市町村共同募金委員会」に改組する
- 地域で活動している幅広いメンバーの参画を得る
- 地域の課題解決のための活動を作り出し、資金確保の募金活動に共同で取り組む  
⇒有効な活動への助成を進め、地域の福祉力を醸成する《循環型の活動》

循環型共同募金運動の概念図



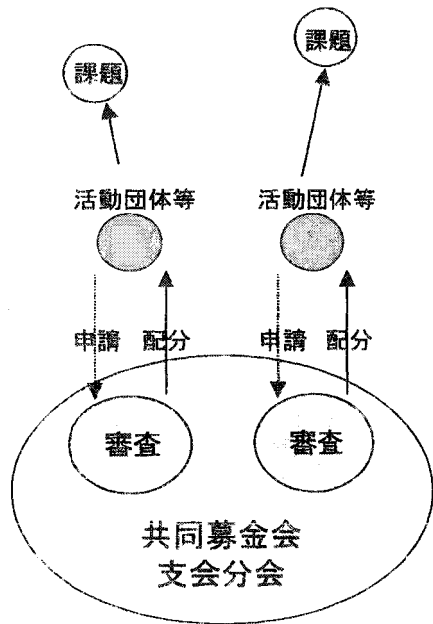
## ● 今後の市町村共同募金委員会のイメージ



●市町村共同募金委員会で行われる、地域の課題解決に向けた助成

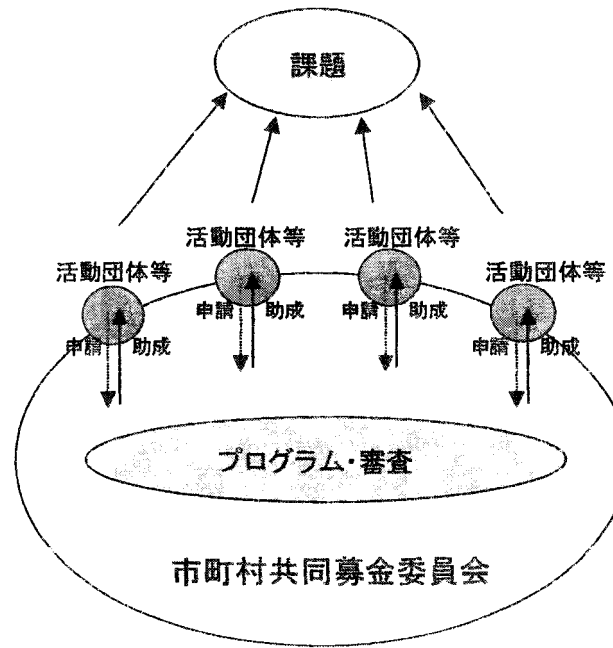
従来の取組み

申請ごとの審査・配分  
個別的で、地域課題の全体像が見えにくい



今後の取組み

地域の課題解決に向けた助成プログラムに基づく  
審査・助成



# 市民参加により募金や活動の広がりが生まれている事例 (埼玉県鶴ヶ島市) 【事例1-①】

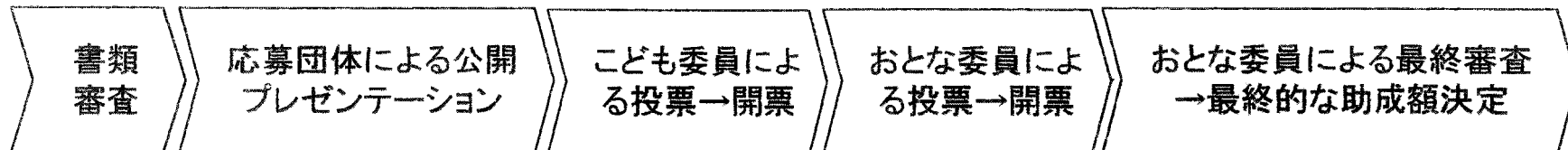
## ■市民参加の徹底

- 助成の一定の枠を、市民参加による公開の審査会で決定
- 応募団体はプレゼンテーションを行い、審査を受ける  
→市民に事業の内容を知ってもらい、共同募金に関わった  
実感をもってもらう機会

## ■子どもの参加

- \* 審査委員会はおとな委員と子ども委員で構成
- \* おとな委員：学識者、地元関係者
- \* 子ども委員：地元小中学校の生徒

(審査の流れ)



## ■募金や活動の広がりを生む「循環」

- \* 子ども委員をつとめた子どもが、助成審査を受けたグループの活動に興味をもちボランティアとして参加した
- \* 子ども委員を務めた子どもたちで、赤い羽根応援団をつくり、募金活動を実施してもらい、参画感を味わってもらった。



プレゼンの様子



街頭募金の様子

# 「審査」からはじまる市民参加の事例

(広島県3市町)【事例1ー

②]

\* 共同募金について「誰が助成決定しているのかよくわからない」という市民の声

⇒共同募金が活用されている施設・団体等を「知っている」は15.5% (※)

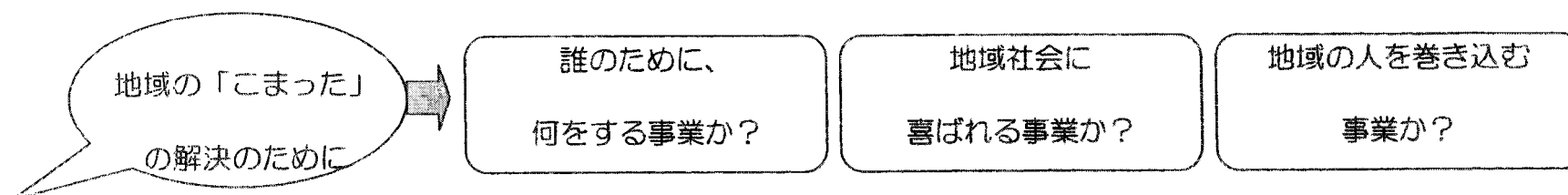
\* 助成審査に市民の手を借りることはできないか？

⇒共同募金ボランティア希望者のなかで「配分の審査ボランティアをやってみたい」と答えた市民は、7.5% (※)

※出典：共同募金とボランティア活動に関する意識調査  
(第3次)《中央共同募金会 平成18年》より

## ■市町村「地域配分金審査委員会」の設置

- ・ 公募した助成申請について、支会として審査委員会をもち、助成決定を行う
- ・ 審査委員会～「市民の気持ちを代弁する」委員構成（地域の退職者など、市民の代表者として、幅広い人選をおこなう）



- ・ 委員は配分のみでなく、受配団体の掘り起こし、事業執行状況や事業のよりよい向上のためのアドバイスを行う



## 2 全国キャンペーンの展開

### \* 全国共通配分テーマの設定

都道府県ごとの取り組みであったことから、必ずしも全国的な統一感をもった運動とは、なっていかなかった

～都道府県共同募金会が、それぞれ実施主体として運動を展開するなかでの、社会的な課題に対する協働配分のところみ

- ・あかいはね子どもの遊び場(昭和41年 運動創設20周年記念)
- ・小規模作業所(昭和62年 運動創設40周年記念)
- ・安心・安全のまちづくり支援(平成18年 60周年記念)



### \* 中央共同募金会が主体となって行う全国キャンペーン

全国一斉の国民運動としての共通性、統一性を形成していくための全国キャンペーン

- 地域固有で解決し得る課題については、市民の理解を促し、課題解決への共有化を図る
- 全国的、世界的に広くとりくむべき課題、普遍化すべき課題を把握し、重点的に助成テーマを定めてキャンペーンとして展開することで解決を図る

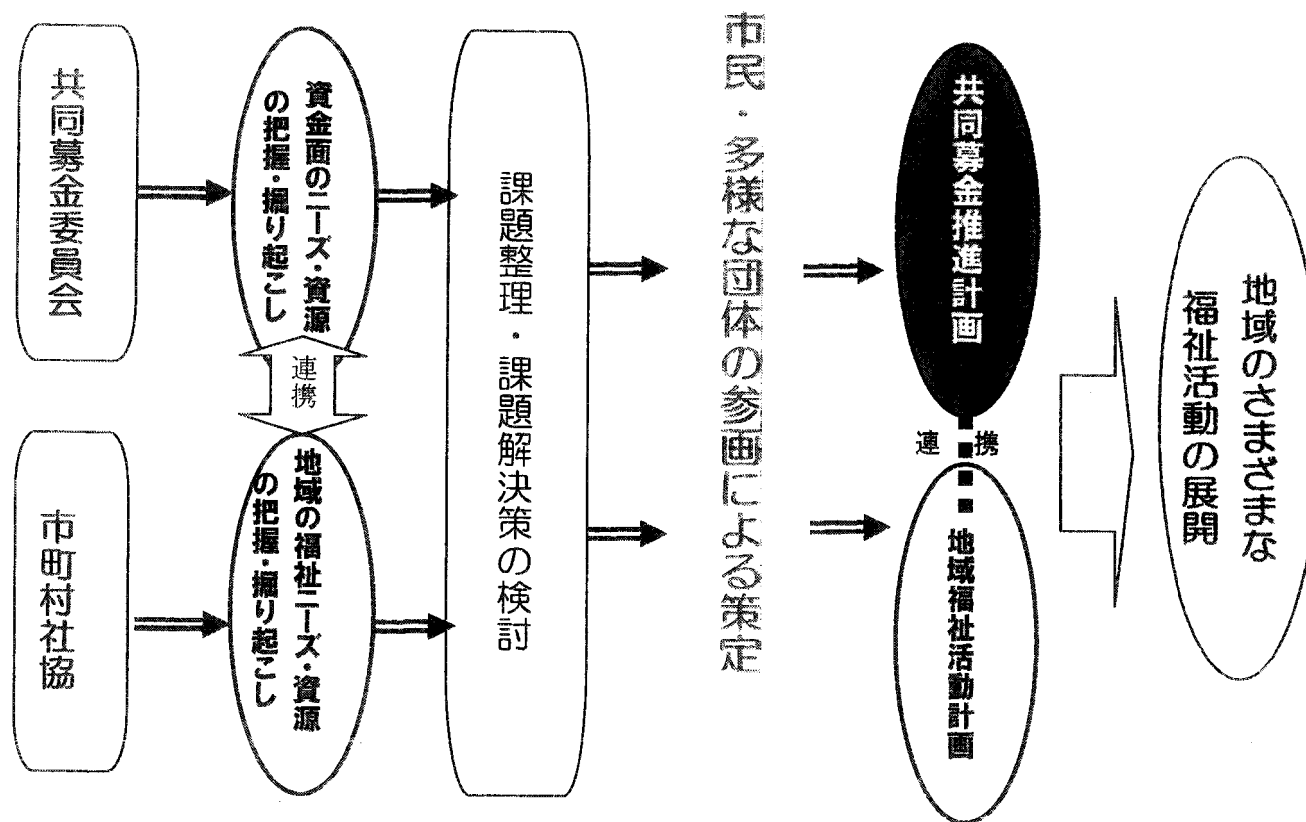
### 3 共同募金会と社会福祉協議会との連携

---

- これまで、9割を超える共同募金会の「支会・分会」の事務局を担ってきたことを積極的に評価
- 社会福祉協議会と緊密な連携を図り両者の機能を活かした活動を継続していく
- 社会福祉協議会と共同募金会との役割分担の明確化や両者の機能や組織の違いについて、市民にわかりやすく伝えていく
- 地域福祉活動計画との連携

～市町村社協のニーズ把握機能を生かし、市町村共同募金委員会の助成計画策定機能の強化と連携を図る。その際の連動を積極的に進める

●市町村共同募金委員会と市町村社会福祉協議会の連携 概念図



# 社協と共募の連携による小地域活動への助成事例

(宮崎県日南市)【事例3】

## ■高齢化に対応した、小地域福祉活動、地域福祉活動の基盤整備

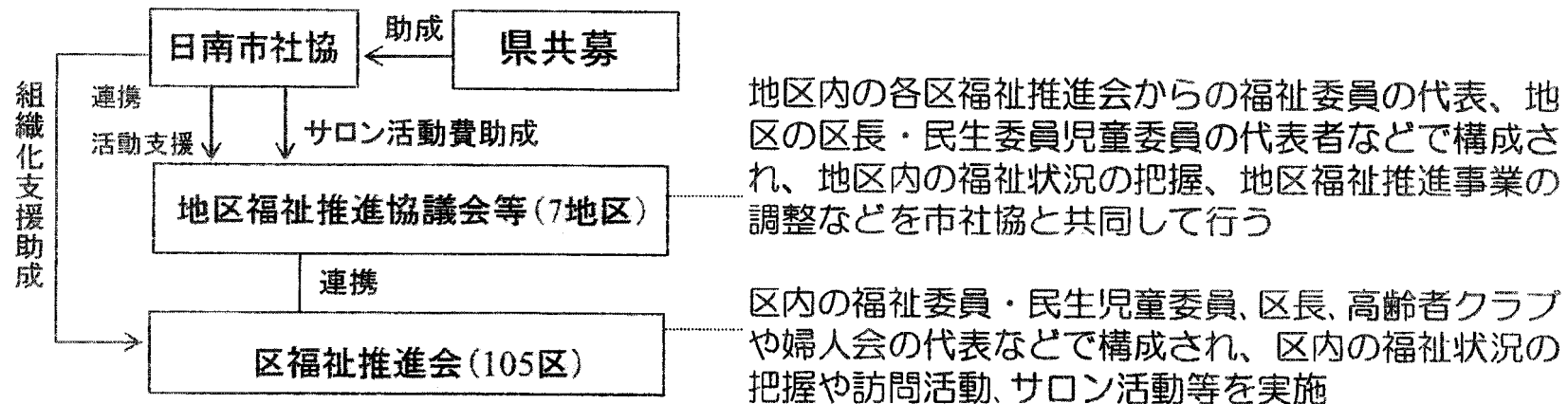
高齢化率25%超（地区によっては4割超）の日南市において、平成4年度から推進されてきた、ふれあいのまちづくり事業の一環として、小地域の福祉援助ネットワーク化活動  
⇒日南市全域で、「区福祉推進会（105区）」及び「地区福祉推進協議会・地区社会福祉協議会（7地区。以下「地区福祉推進協議会等」という。）」を整備（平成7年完備）

## ■組織化支援資金・定着・ネットワーク資金として、共同募金助成金を利用

※区福祉推進会には、活動組織化・定着化支援資金として助成

※地区福祉推進協議会等には、地区内のサロン事業費として助成

### \* 日南市の小地域福祉活動の連携図



## ■助成の効果及び今後

### ・区福祉推進会への助成

～105区中87区で「年末年始福祉事業」として一人暮らし、高齢夫婦、片親世帯、入院中の住民などの要援護者に対する昼食会・安否確認などに助成

(18年度助成で87区+3小地域活動団体計1,379,735円)

⇒平成4年度からの継続助成で、小地域組織(ちょっとしたことを頼める間柄)は、ほぼ根付いた

### ・地区福祉推進協議会等への助成

～7地区すべての地区福祉推進協議会等に対し、計1,750,000円を助成、市内計56カ所でサロン事業を実施

⇒小地域と地区のネットワーク化を進めた



## 4. 災害時にも地域を支える共同募金の役割の発揮

- 地域の存立にかかわる災害時には、共同募金はこれまで以上に大きな役割を果たしている
- 義援金募集と災害ボランティア活動支援という共同募金の2つの役割を明確にし、関係者や市民に周知する必要がある

### 提言

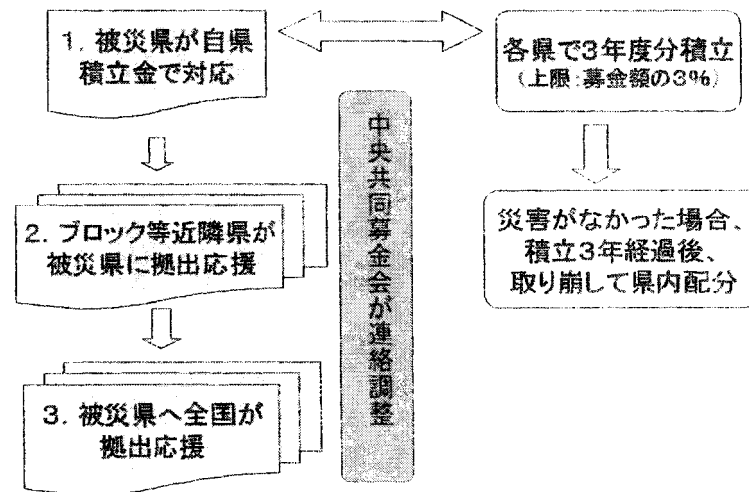
#### ●義援金募集の取り組み

- ①被災県、他の都道府県共同募金会、中央共同募金会が連携し、迅速かつ円滑な募集事務のあり方について検討

#### ●災害ボランティア活動支援など災害等準備金の効果的活用

- ①災害等準備金の一部を中央共同募金会に集約しておき拠出するしくみを確立
- ②ガイドラインや効果的活用事例集の作成

### 準備金制度の運用(現行)



#### 【共同募金会による災害ボランティア活動支援】

- 阪神大震災を教訓に、都道府県単位で活動支援資金積立着手(1998年・県内対応)
- 被災県に対し、全国から積立金を拠出・配分できる「災害支援制度(準備金)」が法制度化(2000年・社会福祉法)
- 中越沖地震災害支援では、他県共募からの拠出もあわせ1億円の準備金を確保、第1次配分で約7200万円の配分。現在第2次配分の申請を受付中。

# ● 防災・減災・災害対応等への助成(平成17年度助成結果による)

## 地域住民

186事業  
助成総額 38,706,729円  
(対前年度比 32.4%)

- ・防災リーダー研修
- ・防災・避難訓練、講座
- ・被災擬似体験
- ・高齢者宅設備点検・整備
- ・家具転倒防止
- ・緊急時日用品箱配布
- ・保存食配布
- ・事故防止、防犯・防災活動

## 災害等準備金

積立額  
471,254,977円  
(対前年度比 +0.9%)

- ・災害発生時の災害ボランティア活動支援のための積立資金

## 災害救援ボランティア

144事業  
助成総額 27,964,095円  
(対前年度比 -32.4%)

- ・災害ボランティア研修
- ・災害ボランティアネットワーク化
- ・ボランティア保険
- ・災害救援活動訓練

## 防災・災害対応拠点

228事業  
助成総額 66,088,364円  
(対前年度比 +15.9%)

- ・災害ボランティア・コーディネーター研修
- ・災害対応マニュアル作成
- ・災害対策基盤整備
- ・災害救援用備品整備
- ・地域ネットワーク化
- ・マップ作成

## 災害発生

## 小規模災害被災者

503事業  
助成総額 165,033,607円  
(対前年度比 -26.3%)

- ・被災者見舞金
- ・被災者一時緊急対応
- ・遠見交流事業
- ・被災者支援活動
- ・雪害対策

## 活動資金支援

- (1)災害支援・救援活動を行うボランティア団体・グループ
- (2)市町村段階等で活動拠点事務所を設置したボランティア団体・グループ及び社会福祉施設
- (3)都道府県段階で災害ボランティアセンター及び都道府県社会福祉協議会並びに日本赤十字社支部が中核となり設置した活動拠点事務所

## 被災者救援活動

## 社会福祉施設

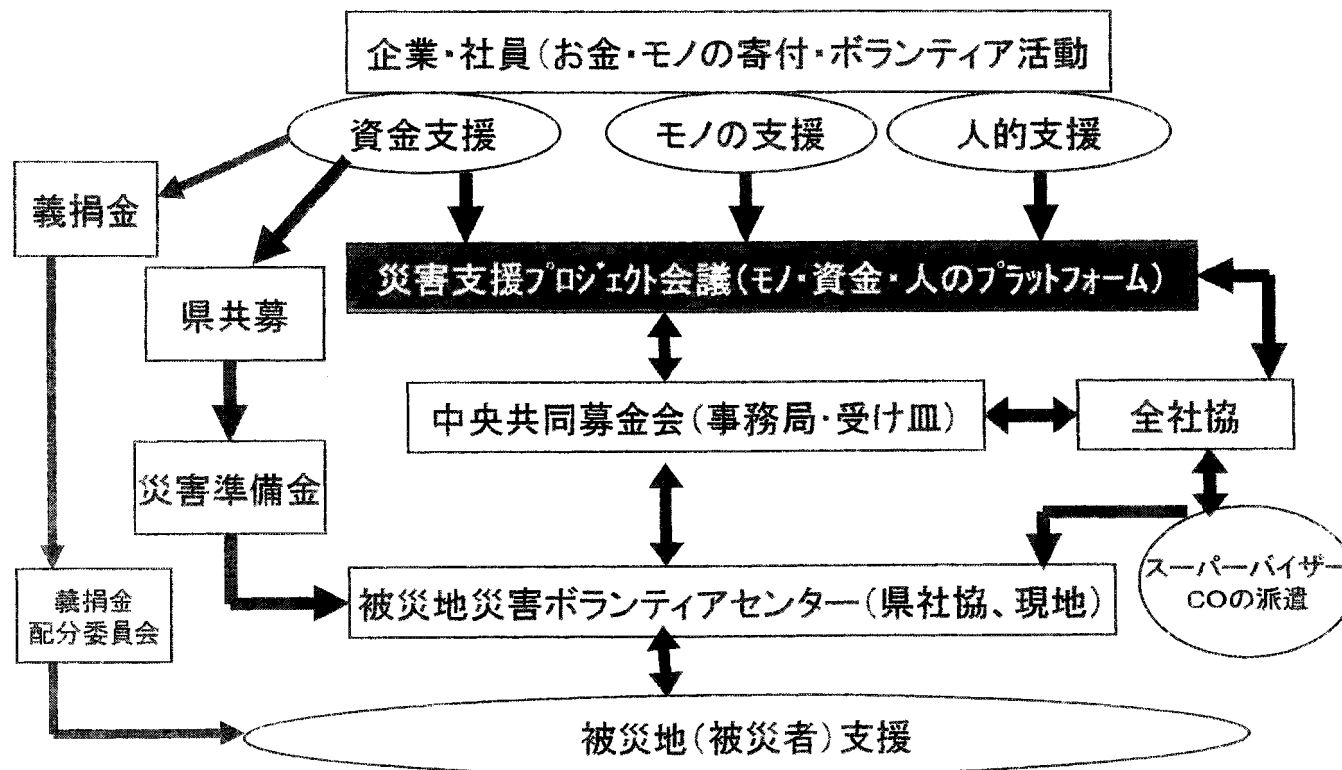
36事業  
助成総額 17,747,216円  
(対前年度比 -39.5%)

- ・福祉施設防災設備整備
- ・保育園防災設備整備
- ・被災施設緊急配分

## ●災害支援プロジェクト会議の役割と動き

「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」とは

企業・社会福祉協議会・NPO・共同募金会が協働し、被災地主体のボランティア活動に寄与するため、2005年1月に設置された。新潟中越地震以降、現地災害ボランティアセンターの側面的支援、災害ボランティア活動の状況調査、被災地のNPOへの助成、会議・フォーラムの開催などの活動を行っている。





## 5 地域の多様な課題(要支援者に対する活動)への助成例

### ○制度の狭間にある者(地域の要支援者)への対応

- ・小地域活動の基盤整備と充実(社協と共募の連携による小地域活動配分事例 事例3)
- ・生活や健康相談を行なっている施設が、新たに精神障害者の自立支援や自殺を考える方の保護を行う緊急宿泊施設を整備する費用の支援(事例5-①)

### ○既存施策では応えきれていないニーズへの対応

- ・児童自立援助ホームの支援(事例5-①)
- ・DV被害者への支援、子どものシェルター整備(事例5-①)
- ・居宅生活に移行したホームレスの「その後」の支援(事例5-③)

### ○地域の意識から生まれる問題に対する対応

- ・自殺防止・自殺未遂者の支援(事例5-①)
- ・商工会と協働した子育て支援の拠点整備の支援(事例5-②)

### ○総合的な対応の不十分さから生まれる問題に対する対応

- ・いじめ、自殺、暴力など子どもを取り巻く問題への対応を、地域社会にアピールするため、「尊い命を守り、あたたかく優しい社会を築こう」をテーマにフォーラムを開催する活動を支援(事例5-①)

【地域において対応が求められている問題(第4回「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」資料から)】

# ●要支援者に関する取り組みへの助成の例（平成16年度の助成結果に基づく）

●フリースクールなど  
40件 / 配分額 11,000,790円

●児童養護施設  
137件 / 配分額 60,750,420円

●社会的孤立を防止する事業  
337件 / 配分額 70,290,817円

●DV被害者支援事業・防止事業  
27件 / 配分額 10,787,000円

●母子生活支援施設  
17件 / 配分額 5,254,000円

●婦人保護施設  
4件 / 配分額 350,000円

●児童虐待防止事業  
チャイルドライン  
(電話相談)事業  
142件 / 配分額 30,788,360円

●待機児童解消事業  
2件 / 配分額 2,389,000円

●保育所  
1,208件 / 327,058,432円

●学童保育事業  
262件 / 配分額 37,164,094円

●病児保育事業  
4件 / 配分額 2,218,500円

●ひきこもり防止事業  
168件 / 配分額 35,769,932円

●非行防止事業  
276件 / 配分額 30,292,000円

●児童自立支援施設  
1件 / 配分額 760,000円

●精神障害者支援事業  
2,620件 / 配分額 460,694,997円

●自殺防止事業・いのちの電話  
52件 / 配分額 21,134,000円

●犯罪被害者支援事業  
5件 / 配分額 3,027,500円

●摂食障害者支援事業  
2件 / 配分額 220,000円

●薬物依存症者支援事業、  
ダルク  
40件 / 配分額 8,000,480円

●暴走族追放運動等  
6件 / 配分額 335,000円

●ホームレス支援事業  
136件 / 配分額 18,629,921円

●アルコール依存症者支援事業  
20件 / 配分額 3,346,000円

● 共同募金助成の周辺的分野へのひろがり(平成16年度の助成結果に基づく)



# 多様な地域の課題に対応する活動の掘り起こしの事例

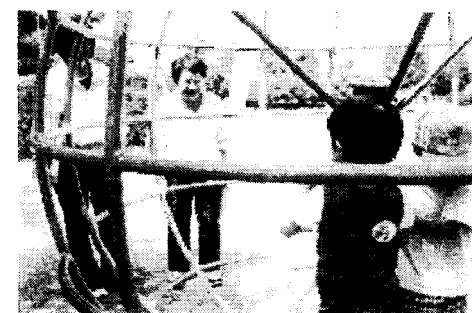
(福井県)【事例5-①】

## ■活動の掘り起こし

- 助成事業の募集にあたり広く新聞等で周知するとともに、県共同募金会で情報を収集し、活動の掘り起こしを行っている。
- 市町村段階の組織からはあがってこなかった取り組みをキャッチすることができた。
- その結果、自殺未遂者やDV被害者への支援等、多様な社会的ニーズへの対応を行う活動からの助成申請が寄せられた。

## ■テーマを強調した募金

- 活動団体が集まる機会を設け、取り組んでいる課題等について意見交換を行って整理した共通課題「命を救い、守る活動支援」を重要テーマとして掲げて募金を実施した。(総額742万円)



### 【活動の例】

#### DV被害者への支援

DV被害者支援を行う団体のスタッフ養成のための研修会の実施を支援

#### 自殺防止・自殺未遂者の支援

多数の自殺者、自殺未遂者がでる東尋坊において、自殺未遂者を保護し、再出発を支援している団体への支援。

#### 子どものシェルター整備

さまざまな理由で社会での自立が困難な青少年のための支援を行う自立援助ホームへの支援(新たな拠点整備)

#### こころのサポート

暮らしに関わる生活や健康問題の相談にのっている施設が、新たに精神障害者の自立支援や自殺を考える方の保護を行う緊急宿泊施設の整備する費用を支援

#### 命の大切さのアピール

いじめ、自殺、暴力など子どもを取り巻く問題への対応を、地域社会にアピールするため、「尊い命を守り、あたたかく優しい社会を築こう」をテーマにフォーラムを開催する活動を支援

## 商工会と協働した子育て支援の拠点整備に助成した事例 (東京都)【事例5-②】

### ■いつでも立ち寄れる常設の拠点がほしい

○東京都小平市のNPO法人「子育て広場 きらら」は、子育て中の親子が集まる広場の開催や、子育て情報誌の発行、ファミリーサポートセンター事業、子育てサポーターの養成などを行っている。

○これまでは、公民館や小学校の空き教室、大学の教室、マンションのコミュニティスペース、都営住宅の集会所、特別養護老人ホームなどの場所を借りて、子育て中の親子が集まる広場を開いていたが、いつでも立ち寄れるような常設の拠点がほしいと考えていた。



平成19年12月8日オープニングイベントにて

### ■商工会の協力と共同募金会の助成を得て実現

○商工会に協力してもらい、商店街の空き店舗にスペースを確保することができたが、工事費や備品を購入する資金が必要であったため共同募金の助成を受けた。

○共同募金会からの助成額90万円（工事費の一部、備品購入費）

# 居宅生活に移行したホームレスの「その後」の支援事業 (大阪府)【事例5ー

## ③】

### ○居宅生活に移行したホームレス経験者の「その後」のニーズをキャッチ

大阪府内幹事市(※)からの委託事業として府社協が実施していたホームレス巡回相談指導事業により

居宅生活に移行したホームレス経験者に、「話し相手も無くて寂しい」「困ったときの相談相手もいない」ことから「仲間が集まる場所」「何か相談できる場」が欲しいという支援ニーズがあることをつかんだ。(※)大阪市を除く

### ○府社協の独自事業として「自立継続支援事業」を実施

このニーズに対し、大阪府社協は、府社協の独自事業として居宅生活への移行後も自立継続支援事業を行なう必要があると判断、事業開始にあたって、資金面での手当てを大阪府共募に相談、府共募は、平成18年度事業として助成することとし、事業が実現した。

## ○実施事業

事業費総額50万円について、全額府共募からの助成で実施された。

### 1) 安否確認による相談活動、サロン活動

ホームレス経験者に対してはがきによる安否確認を行う、また、場合によって直接訪問による面接相談も行う（対人関係の相談、制度利用に関する相談）

また、当事者同士のなかまづくり、人間関係の構築のために、料理大会、映画大会などのサロン事業を、18年度で3回実施した。このサロン事業は、当事者による企画実行、委員会形式での運営というところに特色がある（実行委員会は6回開催）

### 2) 「はばたき通信」の発行

この集まりを「はばたきの会」と名づけ、府社協がかかわって居宅生活に移行したホームレス経験者100名に、およそ3月に一度の割合で通信誌を発行した。

## ○助成の効果及び今後

- ・社会的ニーズに即応した助成として効果をあげた。
- ・「広域配分」と「地域配分」両方による支援（今後）  
「広域配分」としての府社協への助成（府全体をコーディネート）に加えて、今後、地域において活動する他の団体の活動にそれぞれ「地域配分」として助成することで、広域活動と地域活動の連携を促すことができる。  
今後、実行委員会を中心として、経験者による一種のピア・カウンセリング的な、ホームレスの緊急支援、自立支援を行いたいと考えている。
- ・将来の政策提言（今後）  
活動を継続することで、『居宅支援に移行した「その後」の支援』の必要性を行政に政策提言することも期待される。

## 6. 新たな募金方法の開発の例

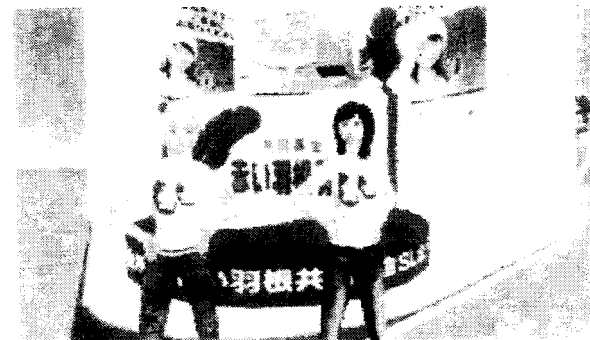
- インターネットによる募金（口座からの振替、カードによる募金、コンビニでの募金、壁紙購入、セカンドライフ等）
- 自動販売機による募金
- 寄付付商品
- チャリティーオークション
- ドナーチョイス（使途選択募金）
- 遺産の寄付、等々



ドナーチョイスのちらし



自動販売機での募金



セカンドライフでの募金